

令和6年第1回南知多町議会臨時会 議事日程

日 時 令和6年2月21日  
 午前9時30分  
 場 所 南知多町議場

日程第1		会議録署名議員の指名 番 番	
日程第2		会期の決定 2月21日 日間	
日程第3		提出案件の概要説明	
日程第4	議案第1号	機構改革及びグループ制導入に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	即 決
日程第5	議案第2号	南知多町手数料条例の一部を改正する条 例について	即 決
日程第6	議案第3号	令和5年度南知多町一般会計補正予算 (第8号)	即 決
日程第7	議案第4号	令和5年度南知多町漁業集落排水事業 会計補正予算(第2号)	即 決

議案第 1号

機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6年 2月 21日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(南知多町部設置条例の一部改正)

第1条 南知多町部設置条例（昭和57年南知多町条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「南知多町部」の次に「室」を加える。

第2条を次のように改める。

(部室の設置)

第2条 前条の事務を分掌するため次の部及び室を置く。

- (1) 総務部
- (2) 建設経済部
- (3) 厚生部
- (4) 成長戦略室

第3条各号列記以外の部分中「部」の次に「及び室」を加え、同条第2号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 環境衛生に関すること。

第3条第3号カを削り、同条に次の1号を加える。

- (4) 成長戦略室
  - ア ふるさと納税に関すること。
  - イ 町長特命に関すること。

(南知多町都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 南知多町都市計画審議会条例（平成12年南知多町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設課」を「まちなみ環境課」に改める。

(南知多町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 南知多町職員の給与に関する条例（昭和37年南知多町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「職員」を「主事」に、「係長」を「副主幹」に改め、「2 次長の職務」を削り、「3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長の職務」を「2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長の職務」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 号 機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定理由の説明

1 制定（改正）の理由

柔軟かつ機動的で主体性のある町の組織運営を実現するため、町行政機構を改革し、グループ制を導入することに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 南知多町部設置条例の一部改正

ア 成長戦略室を町長の直近下位の組織とする規定の追加 (第 2 条関係)

イ 成長戦略室の事務分掌に関する規定の追加 (第 3 条関係)

ウ 環境衛生に関する事務を建設経済部に移管する改正 (第 3 条関係)

(2) 南知多町都市計画審議会条例の一部改正

南知多町都市計画審議会の庶務担当課に関する規定の改正 (第 8 条関係)

(3) 南知多町職員の給与に関する条例の一部改正

職の整理に伴う等級別基準職務表の改正 (別表第 3 関係)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

南知多町部設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">南知多町部室設置条例</p> <p><u>(部室の設置)</u></p> <p>第2条 <u>前条の事務を分掌するため次の部及び室を置く。</u></p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>(2) <u>建設経済部</u></p> <p>(3) <u>厚生部</u></p> <p>(4) <u>成長戦略室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 <u>部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>建設経済部</u></p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 環境衛生に関すること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>(3) <u>厚生部</u></p> <p>ア～オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">南知多町部設置条例</p> <p><u>(部の設置)</u></p> <p>第2条 <u>前条の事務を分掌するため次の部を置く。</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>建設経済部</u></p> <p><u>厚生部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 <u>部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>建設経済部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(3) <u>厚生部</u></p> <p>ア～オ (略)</p>

新	旧
<p>(4) <u>成長戦略室</u></p> <p>ア <u>ふるさと納税に関すること。</u></p> <p>イ <u>町長特命に関すること。</u></p>	<p>カ <u>環境衛生に関すること。</u></p>

南知多町都市計画審議会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、建設経済部 <u>まちなみ環境課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、建設経済部 <u>建設課</u> において処理する。



南知多町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第3（第5条関係）等級別基準職務表		別表第3（第5条関係）等級別基準職務表	
等級	基準となる職務	等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う <u>主事</u> の職務	1級	定型的な業務を行う <u>職員</u> の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う <u>主事</u> の職務	2級	知識又は経験を必要とする業務を行う <u>職員</u> の職務
(略)		(略)	
4級	1 <u>副主幹</u> の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う <u>主査</u> の職務	4級	1 <u>係長</u> の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う <u>主査</u> の職務
(略)		(略)	
7級	1 部長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う <u>課長</u> の職務	7級	1 部長の職務 2 <u>次長</u> の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う <u>課長</u> の職務
(略)		(略)	

議案第 2号

南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

南知多町手数料条例（平成2年南知多町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 2月21日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町手数料条例の一部を改正する条例

南知多町手数料条例（平成2年南知多町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件	450円	
--	----	------	--

」を「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料	1通	450円	
-----------------------------	----	------	--

」に、「

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件	750円	
--	----	------	--

」を「

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料	1通	750円	
---------------------------------	----	------	--

」に、「

戸籍届出・申請の受理又は届書その他書類の記載事項証明書交付手数料	1 件	350円	
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1 件	1,400円	

」を「

戸籍届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1 通	350円	ただし、婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円
---	-----	------	---

」に、「

戸籍届書その他書類の閲覧手数料	1 件	350円	書類 1 件につき
-----------------	-----	------	-----------

」を「

戸籍届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1 件	350円	
--------------------------------------	-----	------	--

」に改める。

また、戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料の項の次に「

<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>1 件</p>	<p>400円</p>	<p>ただし、電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により発行を行う場合（当該発行に係る請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求を行う場合における当該発行を除く。</p>
-----------------------------	------------	-------------	--

」を、除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料の項の次に「

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>1 件</p>	<p>700円</p>	<p>ただし、電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係</p>
-----------------------------	------------	-------------	---

			る請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求を行う場合における当該発行を除く。
--	--	--	---

」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 議案第 2号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

### 1 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が令和6年3月1日に改正され、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が定められることとなるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

- (1) 戸籍謄本等の広域交付に伴う字句の整理 (別表第1 関係)
- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料に関する規定の追加 (別表第1 関係)

### 3 施行期日

令和6年3月1日

南知多町手数料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第1（第3条、第6条関係） 証明、閲覧等関係手数料				別表第1（第3条、第6条関係） 証明、閲覧等関係手数料			
種類	単位	金額	備考	種類	単位	金額	備考
(略)				(略)			
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料	1通	450円		戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件	450円	
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件	400円	ただし、電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により発行を行う場合（当該発行に係る請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求を行う場合における当該発行を除く。	(新規追加)			



新				旧			
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料	1通	750円		除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件	750円	
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件	700円	ただし、電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求を行う場合における当該発行を除く。	(新規追加)			
(略)				(略)			

新				旧			
戸籍届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通	350円	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円	戸籍届出・申請の受理又は届書その他書類の記載事項証明書交付手数料	1件	350円	
				上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1件	1,400円	
戸籍届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件	350円		戸籍届書その他書類の閲覧手数料	1件	350円	書類1件につき
(略)				(略)			

議案第 3号

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,085,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 2月21日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		266,728	4,744	271,472
	1 繰越金	266,728	4,744	271,472
歳入合計		8,081,054	4,744	8,085,798

令和5年度南知多町一般会計

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,302,594	4,704	1,307,298
	1 総務管理費	1,112,882	4,704	1,117,586
6 農林水産業費		347,108	40	347,148
	3 水産業費	192,862	40	192,902
歳出合計		8,081,054	4,744	8,085,798

補正予算(第8号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款
19 繰越金
歳入合計

補正前の額	補正額	計
266,728	4,744	271,472
8,081,054	4,744	8,085,798

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,302,594	4,704	1,307,298
6 農林水産業費	347,108	40	347,148
歳出合計	8,081,054	4,744	8,085,798

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			4,704
			40
			4,744

2 歳 入

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	266,728	4,744	271,472
計	266,728	4,744	271,472

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	4,744	繰越金	4,744

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	36,415	4,704	41,119				4,704
計	1,112,882	4,704	1,117,586	0	0	0	4,704

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	1,725	●庁舎等維持管理費(総務課)	4,704
		10需用費	(1,725)
12 委託料	2,529	消耗品費	525
		修繕料	1,200
17 備品購入費	450	12委託料	(2,529)
		産業廃棄物等収集運搬処分委託料	400
		窓口閲覧システム構築業務委託料	913
		保健センター外壁調査業務委託料	1,216
		17備品購入費	(450)
		庁用備品	450

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

5 漁業集落排水事業費	66,024	40	66,064				40
計	192,862	40	192,902	0	0	0	40

27 繰出金	40	●漁業集落排水事業会計繰出金(企画財政課)	40
		27繰出金	(40)
		漁業集落排水事業会計繰出金	40

1 9 款 繰越金

2 款 総務費

6 款 農林水産業費

議案第4号

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 漁業集落排水事業費用	138,640 千円	916 千円	139,556 千円
第1項 営業費用	132,906 千円	916 千円	133,822 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。」を「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,364千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額740千円、引継ぎ金4,366千円、当年度分損益勘定留保資金1,258千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	54,855 千円	40 千円	54,895 千円
第5項 他会計出資金	20,088 千円	40 千円	20,128 千円

  

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	61,219 千円	40 千円	61,259 千円
第2項 企業債償還金	26,452 千円	40 千円	26,492 千円

令和 6年 2月21日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計

補正予算（第2号）に関する説明書



令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 漁業集落排水事業費用			138,640	916	139,556	
	1 営業費用		132,906	916	133,822	主たる営業活動に必要な費用
		3 総係費	14,369	916	15,285	事業活動全般に関する費用及び使用料の調定、収納その他の業務に要する費用

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			54,855	40	54,895	
	1 他会計出資金		20,088	40	20,128	
		1 他会計出資金	20,088	40	20,128	出資目的の一般会計繰入金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			61,219	40	61,259	
	2 企業債償還金		26,452	40	26,492	
		2 企業債償還金	25,527	40	25,567	企業債の元金償還金

令和5年度南知多町漁業集落排水事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 2,201
減価償却費	72,203
賞与引当金の増減額 (△は減少)	916
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	423
固定資産除却費	5,198
長期前受金戻入額	△ 61,252
支払利息	3,718
未収金の増減額 (△は増加)	△ 669
未払金の増減額 (△は減少)	△ 3,769
小計	14,567
利息の支払額	△ 3,718
業務活動によるキャッシュ・フロー	10,849

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 32,857
国庫補助金等による収入	19,054
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	90
分担金による収入	190
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,523

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 25,567
その他の企業債による収入	2,200
その他の企業債の償還による支出	△ 925
他会計からの出資による収入	20,128
基金取崩しによる収入	7,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,360

資金増加額(又は減少額)	13,686
資金期首残高	16,413
資金期末残高	30,099

## 補正予算給与費明細書

### 1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		1 (1)		5,370	3,205	8,575	1,524	10,099
補正前		1 (1)		5,370	2,435	7,805	1,378	9,183
比較		0 (0)		0	770	770	146	916

備考 ( )内は再任用短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

手当の内訳	区分	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当
	補正後		0		51	326
	補正前		0		51	326
	比較		0		0	0
手当の内訳	区分	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職員特 別勤務手当
	補正後	10	1,331	959	495	33
	補正前	10	911	609	495	33
	比較	0	420	350	0	0

### 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分	給与改定所要額	給与改定の状況 給料の改定率0.74% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	職員異動等による減分	
手当	△ 2,069	制度改正に伴う増減分	時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	勤勉手当支給率 2.40月→2.45月 勤勉手当支給率 2.00月→2.05月
		その他の増減分 770	扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 420千円 勤勉手当 350千円 退職手当組合負担金	

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区分		企業職
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	274,500
	平均給与月額 (円)	288,500
	平均年齢 (歳)	51.9
令和5年4月1日現在	平均給料月額 (円)	272,000
	平均給与月額 (円)	281,396
	平均年齢 (歳)	51.3

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

(2) 初任給

区分	企業職 (円)	一般会計の制度	
		一般行政職 (円)	
高校卒	170,900	170,900	
大学卒	202,400	202,400	

(3) 級別職員数

区分	企業職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1級		
	2級	1	100.0
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	1	100.0
令和5年4月1日現在	1級		
	2級	1	100.0
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	1	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
企業職	職員	上級職員	主査	係長 主査	主幹	課長 主幹	部長 次長 課長	部長

(4) 昇給

区分		合計	企業職	
補正後	職員数 (A) (人)	1	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
8号給 (人)				
	比率 (B) / (A) (%)			
補正前	職員数 (A) (人)	1	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
8号給 (人)				
	比率 (B) / (A) (%)			

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)
	6月 (月分)	12月 (月分)	
補正後	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.50 (2.35)
補正前	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.50 (2.35)

備考 ( ) 内は再任用短時間勤務職員の支給率

(6) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和5年度南知多町漁業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土 地	139,020	
	ロ 建 物	53,363	
	減価償却累計額	<u>△ 2,632</u>	50,731
	ハ 構 築 物	1,037,581	
	減価償却累計額	<u>△ 33,584</u>	1,003,997
	ニ 機 械 及 び 装 置	194,709	
	減価償却累計額	<u>△ 35,762</u>	158,947
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	2,420	
	減価償却累計額	<u>△ 224</u>	2,196
	有形固定資産合計		1,354,891
(2)	投資その他の資産		
	イ 基金	0	
	ロ 破産更生債権等	1	
	貸倒引当金	<u>△ 1</u>	
	投資その他の資産合計		<u>0</u>
	固定資産合計		<u>1,354,891</u>
2	流動資産		
(1)	現金預金		30,099
(2)	未 収 金	6,116	
	貸倒引当金	<u>△ 422</u>	5,694
	流動資産合計		<u>35,793</u>
	資 産 合 計		<u><u>1,390,684</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
(1)	企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	187,591	
	ロ その他の企業債	<u>17,712</u>	
	企 業 債 合 計		205,303
	固 定 負 債 合 計		205,303
4	流動負債		
(1)	企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	27,327	
	ロ その他の企業債	<u>1,363</u>	
	企 業 債 合 計		28,690
(2)	未 払 金		12,476
(3)	引 当 金		
	イ 賞与等引当金	<u>916</u>	
	引 当 金 合 計		916
(4)	その他流動資産		0
	流動負債合計		42,082
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,003,686	
	長期前受金収益化累計額	<u>△ 61,252</u>	
	繰延収益合計		942,434
	負 債 合 計		<u><u>1,189,819</u></u>

		資 本 の 部	
6	資 本 金		68,414
7	剰 余 金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	121,779	
ロ	分担金	6	
ハ	国庫補助金	8,029	
ニ	県補助金	3,848	
ホ	一般会計補助金	990	
ヘ	一般会計負担金	0	
	資本剰余金合計	134,652	
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	0	
ロ	繰越利益剰余金年度末残高	0	
ハ	建設改良積立金	0	
ニ	当年度未処理欠損金	2,201	
	利益剰余金合計	△ 2,201	
	剰 余 金 合 計		132,451
	資 本 合 計		200,865
	負債資本合計		1,390,684

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産		
・減価償却の方法		定額法
・主な耐用年数		
建物		10～38年
構築物		35～50年
機械及び装置		10～20年
工具器具及び備品		5～10年

#### (2) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表等関連

#### 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、234,693千円である。

### 3 セグメント情報の開示

漁業集落排水事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

令和 5 年度

南知多町漁業集落排水事業会計補正予算明細書（第 2 号）

令和5年度漁業集落排水事業会計補正予算事項別明細書

収益の収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	漁業集落排水事業費用		138,640	916	139,556
	1	営業費用	132,906	916	133,822
		1 総係費	14,369	916	15,285

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
3	賞与等引当金繰入額		916	賞与引当金繰入額 770 法定福利費引当金繰入額 146

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的収入		54,855	40	54,895
	5	他会計出資金	20,088	40	20,128
		1	他会計出資金	40	20,128

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1	一般会計出資金	一般会計出資金 40

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的支出		61,219	40	61,259
	2	企業債償還金	26,452	40	26,492
		1	企業債償還金	40	25,567

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
44	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 40